

所などのタオルの共有はしないでください。

- ご本人の入浴は同居者の中で最後に行ってください。
- ご本人が手で触れる共有部分を消毒してください。

*ドアの取っ手・ノブ・照明のスイッチ・ベッド柵等は、薄めた市販用の塩素系漂白剤で1日1回以上拭いた後、水拭きを行う

*浴室・洗面所は、通常のご家庭用洗剤で洗い、家庭用消毒剤でこまめに消毒し、換気を行う

*トイレは、ご本人が使用後、毎回、次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後、水拭きを行うか、アルコール（アルコール濃度75%以上）で清拭及び換気を行う

- 体液で汚れたシーツ類、衣服に触れる際は、手袋とマスクをつけ、通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかり乾燥してください。洗濯表示に記載されている上限の温度での洗濯、乾燥が望ましいです。

(3) 自宅療養解除に関する考え方

○国の退院に関する基準と同様です。

○原則、発症日（症状が出始めた日。無症状又は発症日が明らかでない場合は陽性確定に係る検体採取日）から10日経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向）後、72時間経過したときは療養を解除します。

○ただし、10日間経過以前に症状軽快した場合や無症状病原体保有者は、保健所の判断で2回のPCR検査を行い陰性確認する場合があります。

○最終的な判断は保健所長が行いますので、毎日の健康観察を必ず報告してください。

